

■AI（人工知能）にどう向かうか

AI（人工知能）という大津波が、日に日に押し寄せています。経済雑誌ではAIが人間の仕事を奪うことによる大失業時代の到来を予言し、生き残る業界と消滅する業界をランキングにして喧伝しています。自分の仕事が消滅する業界・業務に区分されているのを見るとハッとして、さあどうしようかと考えてしまいます。

社会保険労務士業務もご多分に漏れず、8割ぐらいはAIで代替が可能と予想されていて、多くが失業するのではないかと囁かれています。確かに、その懸念はあります。

大した判断力や知見を要しない代替可能な定型業務であれば、時代の流れに飲み込まれてしまい、結果として消滅しても致し方ないのかもしれませんが。

たまに専門業務外で重要な経営判断を伴う相談を受けることがあります。浅学菲才のため期待に応えられないことがたびたびあります。そんなときの確な回答が出来れば、AIには代替されないであろうと思うことがあります。

しかし、代替可能といわれている業務がすべてAIに取って変えられるのだろうか？、AIを利用する個人や企業のすべてがそれを十分に使いこなすことが果たしてできるのだろうか？、マスコミが騒いでいるような現実が本当に訪れるのだろうか？、という疑問は残ります。

AIは世界的な潮流で日本固有の流行ごとではありません。世界の最先端企業はしのぎを削って開発に勤しんでいますので、この流れは変わることはないでしょう。そのため消滅が予想される業務については、どのように位置づけ今後対処すべきか、知恵と労力を惜しみなく注がなければなりません。

私共の業務はヒトに関する仕事を通じて企業の成長・繁栄を陰ながら支援する業務です。ヒトの分野は定型化できない分野もあります。AIを黒船到来のように脅威とは捉えず、訪れるかもしれない近い未来図を正面から受け止めて、AIではできないサービスをいかに商品化していくか、あるいはAIをどのように日常業務の中に取り込んでサービスの向上に活用していくのかを考えなければならないものと思っています。そして顧客ニーズがどこにあるのかを個別具体的に捉え、適切に対応するのが本筋ではないかと考えています。

第11回 『超訳 ニーチェの言葉』（フリードリヒ・ニーチェ/白取春彦編訳）より

～ 平等の欲望 “『人間的な、あまりに人間的な』” ～

平等という概念語を好んで使う人は、二つの欲望のどちらかを隠し持っている。

一つは、他の人々を自分のレベルまで引き下げようという欲望だ。もう一つは、自分と他の人々を高いレベルまで引き上げようという欲望だ。

だから、叫ばれている平等がどちらなのか、見極めるのが肝心だ。

■ 自転車通勤中の交通事故と会社の責任

最近健康志向などもあり、会社あるいは最寄駅まで自転車を利用して通勤している人が増えています。社員が自転車通勤により交通事故が生じた場合に、被害者から会社に損害賠償請求を起こされる可能性がありますので、自転車通勤を認めるのであれば、事前にリスク対策を講じておく必要があります。

(1) 自転車通勤に関する会社のリスク

交通事故によって社員自身がケガを負うのは、徒歩通勤や電車通勤の場合でも同様に起こります。しかし、自転車通勤の場合は他人にケガをさせてしまうリスクがあるという点が大きな違いです。

従業員が通勤中に他人にケガを負わせてしまった場合、その損害賠償は基本的には従業員がその責任を負うこととなります。ところが、責任を果たせない場合は雇用主である会社が責任を追及されます。

自転車は気軽に乗れる乗り物ですが、近年、自転車事故でも次のように1億円近くの損害賠償を命じる判決が出ています。

【高額な損害賠償命令の例】

事故の概要	賠償賠償の命令額
小学生の少年が自転車で下り坂を走行中、対向から歩いてきた60代の女性と正面衝突。後遺障害を負わせた。	約9,500万円
男子高校生の自転車が歩道から車道を斜めに横断し、男性と衝突。後遺障害を負わせた。	約9,300万円
信号無視した男性の自転車が、横断歩道を歩行中の女性と正面衝突。女性は意識不明の重体で数日後死亡。	約5,400万円 禁錮1年10ヶ月実刑収監

(2) 自転車通勤禁止、または許可制とする

まず、会社としては、自転車通勤を禁止するのか、許可制として認めるのかを決めます。禁止するのであれば就業規則に自転車通勤を禁止する旨を明確に規定しておきます。

会社が自転車通勤を禁止していても「聞いていない」あるいは「就業規則に書いていないのでわからなかった」と反論する社員もいますので、会社としては禁止事項については漏れなく記載し、内容をしっかり伝えておくことが必要となります。

また、許可制で認めるのであれば、次のように「自転車通勤規程」を作成して、許可基準を明確に規定化します。

(3) 自転車通勤規程

「自転車通勤規程」作成で特に重要なのが、『業務での利用』と『任意保険への加入』についてです。自転車を業務中のおつかいなどに使用していた場合、損害賠償について会社が連帯して責任を負うリスクがあるため、個人の自転車を業務に利用することは禁止するのが良いでしょう。

また、会社として自転車通勤を認める場合は、必ず損害保険の加入を義務付けるべきです。やむを得ず業務に自転車を利用する必要がある場合は、業務中の事故もカバーできる保険に入っておきましょう。

加入するのは「自転車保険」又は「個人賠償責任保険」という名称の保険です。インターネットやコンビニで手軽に加入できる「自転車保険」、自動車保険の特約、クレジットカードの付帯サービスとして付けられている「個人賠償責任保険」等があります。

上述の裁判例を参考にすると、保険金額は1億円くらいまでのカバーで保険が必要で、必ず加入しているか、更新しているかを定期的にチェックするようにしましょう。